

令和6年度 財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、令和6年度決算における新居浜市の健全化判断比率・資金不足比率は以下の通りとなります。

○健全化判断比率

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
健全化判断比率	—	—	3.1	—
(早期健全化基準)	(11.86)	(16.86)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	
備考	一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率	全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率	一般会計等における公債費等の標準財政規模に対する比率	一般会計等が将来的に負担することとなる実質的な負債額の標準財政規模に対する比率

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「—」を表示しています。

○資金不足比率

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率
工業用水道事業会計	—		
公共下水道事業会計	—		
渡海船事業特別会計	—		

※資金不足がない場合は、「—」を表示しています。